

覚 書

一般社団法人多治見市医師会（以下「甲」という。）と多治見市（以下「乙」という。）は、次の条項により覚書を締結する。

（総則）

第1条 本覚書は、甲が所有する多治見市医師会准看護学校（以下「准看護学校」という。）の寄附について必要な事項を定める。

（寄附採納手続）

第2条 甲は、甲が所有する末尾物件目録に掲げる准看護学校の建物及び附属物を乙に寄附し、乙はこれを採納するものとする。

2 前項に定める寄附及び採納手続は、甲が、別に定める寄附証書を乙に提出することにより、令和8年4月1日に行うこととする。

（引渡し）

第3条 本物件の引渡しは、前条第2項に定める寄附証書の提出をもって行う。

（所有権の移転及び登記等）

第4条 本物件の所有権は、前条による引渡しが完了した時に甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の定めにより本物件の所有権が乙に移転したときは、乙が本物件の所有権移転登記をするために必要な関係書類を遅滞なく乙に提出する。

（譲渡等の禁止）

第5条 甲は、本覚書の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為で乙の同意を得たものについては、この限りではない。

（1）本物件を第三者に譲渡すること。

（2）本物件に賃貸権、抵当権その他の所有権以外の権利を設定すること。

（覚書の解除）

第6条 甲又は乙が本覚書に定めた事項に違反したときは、相手方は、本覚書を解除することができる。

（諸納付金）

第7条 本物件にかかる諸納付金（電気料、水道料ほか）については、令和8年3月31日までの使用分は、令和8年4月1日以降に請求があったとしても甲の負担とする。

（協議事項）

第8条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた事項は、その都度、甲及び乙の誠実な協議により決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

令和8年1月14日

甲 岐阜県多治見市音羽町三丁目19番地
一般社団法人多治見市医師会

会長

加納 忠行

乙 岐阜県多治見市日ノ出町二丁目15番地
多治見市

代表者 多治見市長

高木 貴行

物件目録

1 建 物

所 在 多治見市音羽町三丁目19番地2

家屋番号 19番2

種 類 校舎

構 造 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき3階建

床 面 積 1階 216.00平方メートル

2階 204.00平方メートル

3階 199.50平方メートル

2 上記建物に付随する附属物一式